

市民農園 案内図

<p>■ 小山農園 69区画 小山3丁目3番先</p>	<p>■ 金山農園 46区画 金山2丁目14番先</p>	<p>■ 幸農園 78区画 幸町2丁目7番先</p>

<p>■ 下里農園 50区画 下里2丁目16番先</p>	<p>■ 中央農園 37区画 中央町1丁目10番先</p>	<p>■ 前沢農園 55区画 前沢3丁目11番先</p>

<p>■ 浅間農園 95区画 浅間町2丁目2番先</p>	<p>■ 神宝農園 81区画 神宝町1丁目16番先</p>

市民農園利用者募集要領

利用期間 令和2年4月1日～令和4年12月31日



東久留米市

『市民農園利用心得』

市民の皆様が野菜栽培を通じて土に親しみ、収穫の楽しさと尊さを実感していただけるよう市では利用者を募集します。家庭菜園を楽しみたいとお考えの方はぜひお申込みください。

1 応募資格

東久留米市内に居住し、耕作に可能な土地を持たず野菜栽培に熱意のある方（世帯単位）

農園の会（自主運営組織）に加入し運営に協力できる方。

1世帯1区画です。重複応募はできません。

2 募集農園

農園名	場 所	区画数	農園名	場 所	区画数
小 山	小山3丁目3番先	69	浅 間	浅間町2丁目2番先	95
金 山	金山2丁目14番先	46	中 央	中央町1丁目10番先	37
下 里	下里2丁目16番先	50	前 沢	前沢3丁目11番先	55
神 宝	神宝町1丁目16番先	81	幸	幸町2丁目7番先	78

※ 区画面積 各農園 原則 1区画16㎡です。

3 利用期間

利用開始月～令和4年12月31日

※利用期間の途中において新たに申込まれ、資格を得た人の利用期間は上記の残りの期間とします。

4 利用方法

- 指定された区画で野菜栽培を主とした家庭菜園として申請者及びその世帯構成員が責任をもって利用する。
- 徒歩又は自転車で利用する。車での来園はできません。
- 農園の会（自主運営組織）に加入し相互交流を通じ会の円滑な運営に協力する。

5 利用料金

年額6,000円（月額500円）市から送付する納入通知書により期限内に納入してください。

農具・種苗等の個人にかかる費用と農園の会（自主運営組織）にかかる費用は自己負担です。

6 申込方法

市民農園利用者募集案内掲載の『市民農園利用心得』を読んでいただき、「東久留米市市民農園利用申込書」に必要事項を記入し、市役所産業政策課窓口に提出（郵送可・下記応募先あて）してください。

お申込みの際、希望農園に空きがない場合はキャンセル待ち（補欠者名簿登載）での受付となります。

※消せるボールペンは使用不可

<応募先・お問合せ先>

〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 市民部 産業政策課 農政係

☎ 042-470-7743（直通）【東久留米市役所6階】

- 【目的】市民農園は市民が園芸を通じて土に親しみ、家族ぐるみで生産の喜びを味わい、また市民相互の交流を深めてより豊かな余暇生活を実現することを目的とするものです。
- 【自主運営】利用者（一世帯を単位とする）は農園の自主運営組織(会)の一員として利用者間の相互交流を通じ、会の円滑な運営に協力するものとします。
- 【区画】利用者が利用する区画は市が指定する場所とし、野菜栽培を主とした家庭菜園として利用する以外の用途に利用することはできません。
- 【権利】利用者には耕作権・借地権等の一切の権利は生じません。
- 【転貸禁止】いかなる理由があっても利用区画を他者に転貸することはできません。
- 【義務】利用者は区画内の除草はもとより、各農園の会の運営計画で定められた園内の除草や清掃に積極的に参加しなければなりません。（運営計画は各農園の総会で選出された役員により立案される）
- 【適正利用】市長は、自主運営組織と連携して不耕作又は雑草除去を怠るなど適切な利用を行わない利用者に対して、適正利用を勧告することができます。
- 【期間】農園の利用資格の有効期間は次のようになります。
 - 令和2年4月1日から令和4年12月31日までを利用資格の有効期間とします。なお、有効期間終了と共に利用者の資格は自動的に失われ、利用者は有効期間終了までに原状に復し返還しなければなりません。
 - 前(1)の規定にかかわらず市が農園を休止又は廃止するときは、利用者は直ちに利用区画を原状に復し返還しなければなりません。
 - 有効期間の途中において新たに資格を得た者の有効期間は(1)の残りの期間とします。
- 【耕作料】耕作料は年額6,000円（月額500円）です。毎年4月末までに市から納入通知書を各利用者に送りますので、期限内に納入してください。なお、納入された耕作料は原則として返還いたしません。
- 【資格取消】次の場合利用者は利用承認を取り消され、資格を失うものとします。
 - 利用者が当市から転出した場合、転出日をもって資格を失うものとします。またその旨を市に報告し辞退届を提出すること。
 - 病気等により利用を継続できなくなった場合、その旨を市に連絡すること。
 - 7の勧告を受けて一定期間後においても改善がみられない場合
 - 他人名義で区画を借りた場合、本人名義で借りた区画を含め資格を失います。
 - 複数の農園で区画を借りた場合、すべての区画の資格を失います。
 - 9の耕作料を期限内に納入しない方は、利用資格を失います。
 - 利用資格を失った場合、耕作料は原則として返還いたしません。
- 【辞退届の提出と撤去】利用者は前10により利用資格を失ったときや**利用期間中に利用を辞退したいときは、速やかに産業政策課へ辞退届を提出する**とともに利用区画の栽培物や農具等を撤去し原状に復しなければなりません。3月末で利用を辞退したい場合は必ず3月末までに産業政策課に報告し、辞退届を提出して下さい。**4月に入ってから辞退届を提出された場合は、年間耕作料を納めて頂きますのでご注意ください。**
- 【責任】市は天災及び病害虫による栽培物の損害や盗難に対し責任を負いません。また、農園内で生じた事故等につきましても市は責任を負いません。
- 【農具等】農具、種苗、肥料等は各自で用意し使用後はお持ち帰りください。市は農具等の盗難や紛失等の責任を負いません。
- 【利用時間】農園の利用時間は朝から夕方までとし、早朝及び夜間の利用は近隣の迷惑となるため禁止とします。
- 【ゴミ処理】野菜くず等の生ごみやその他のごみは、必ず持ち帰ってください。
- 【その他】駐車場がありませんので、徒歩又は自転車で利用すること。ほかの利用者及び近隣住民に迷惑となる行為は禁止します。その他、農園の利用については東久留米市市民農園設置運営要綱及び市の指示に従うものとします。